

令和6年11月21日
国土交通省関東地方整備局
甲府河川国道事務所

大雪時の車両滞留発生を想定し、車両移動実動訓練を実施します

～大雪に伴う通行障害に備えて～

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づく道路管理者による放置車両・立ち往生車両等の移動手順を確認することを目的とした車両移動実動訓練を行います。

1. 日時：令和6年11月25日（月） 13時30分から15時00分まで
※小雨決行ですが、荒天の場合や災害対応等やむを得ない理由により、中止となる場合があります。
2. 場所：国道20号大月チェーン着脱所（大月市大月町真木地先）
3. 訓練参加者：甲府河川国道事務所、道路維持業者、道路災害協会
4. 訓練内容：車両等の移動命令訓練、車両の移動記録実施訓練、車両移動訓練
5. 当日の取材について
取材を希望される方は、11月22日（金）15:00までに別紙により事前登録をお願いします。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 山梨県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 甲府河川国道事務所

電話：055-252-5491（代表） メールアドレス：ktr-koho-koufu@mlit.go.jp

副所長（道路） 北田（きただ）

総括地域防災調整官 沼澤（ぬまざわ）

訓練の実施概要

大月チェーン着脱所 会場案内図



訓練の内容

- ①車両等の移動命令訓練(運転者が不在の場合、現場にいる場合)
- ②車両の移動記録実施訓練
- ③車両移動訓練
 - ・グレーダーによる牽引
 - ・ホイールローダー(アタッチメント装着)による移動
- ④その他
 - ・車両移動用ジャッキによる車両移動講習会

昨年度実施した訓練状況



グレーダーによる牽引



車両移動用ジャッキによる移動

取材登録書

期限 : 11月22日(金) 15:00まで

11月25日(月)の標記会議の取材をご希望の報道機関におかれましては、事前に登録をお願いします。

1. 報道機関名

2. 氏名等

氏名 (代表者のみ)	連絡先 (携帯電話等)	参加人数	車両台数	備考

※氏名は代表者の方、人数は代表者を含めた数をお書きください。

※取材時には警備の都合上、必ず腕章又は身分証明書を着用いただくようお願いします。

着用がない場合は、取材をご遠慮いただく場合があります。

※連絡先は、当日連絡可能な連絡先を記入して下さい。会議の中止・遅延等がある場合に連絡をさせていただきます。

※当日は、13:20までに来場願います。

※会場では、担当者の指示に従ってください。

3. 送付先

メールアドレス:ktr-koho-koufu@mlit.go.jp

4. 問合せ先

国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所
防災課 沼澤 (ぬまざわ)
電話 055-252-5491 (代表)

大雪時における山梨県内・近隣の予防的通行止め区間

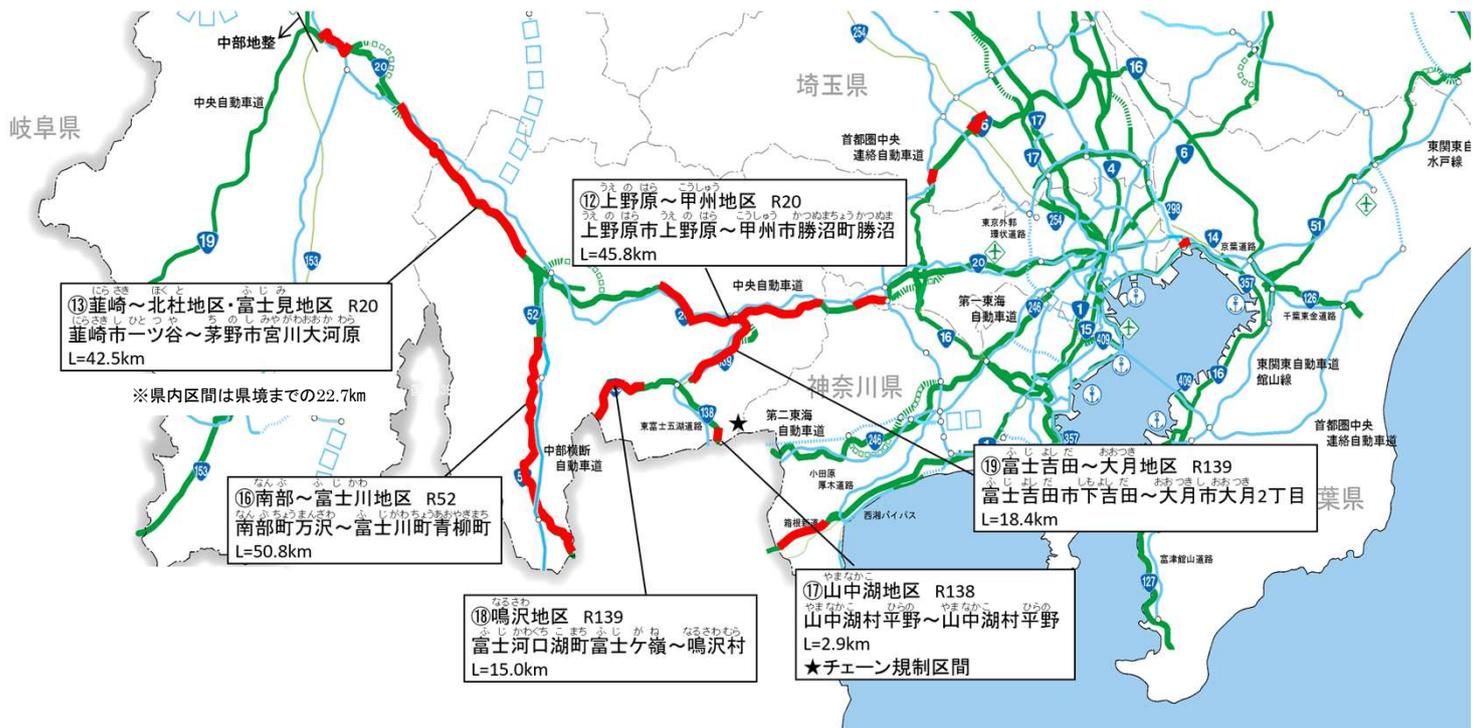
国が管理する道路において、大雪時に急な上り坂で大型車等が立ち往生しやすい場所等を選定し、集中的・効率的に優先して除雪を行う区間をいいます。また、短期間で集中的な大雪が降る場合は、広範囲での通行止めや並行する高速道路との同時通行止めを行い、広域迂回をお願いする可能性があります。

山梨県内には6区間(約156km)が設定されています。

○大雪時における山梨県内・近隣の予防的通行止め区間表

路線名	箇所名	通行止め区間		
		起点	終点	延長(km)
国道20号	上野原～甲州地区	上野原市 上野原	甲州市 勝沼町勝沼	45.8
国道20号	韮崎～ 北杜地区・富士見地区	韮崎市 一ツ谷	茅野市 宮川大河原	22.7 (山梨県内分)
国道52号	南部～富士川地区	南部町 万沢	富士川町 青柳町	50.8
国道138号	山中湖地区	山中湖村 平野	山中湖村 平野	2.9
国道139号	鳴沢地区	富士河口湖町 富士ヶ嶺	鳴沢村	15.0
国道139号	富士吉田～大月地区	富士吉田市 下吉田	大月市 大月2丁目	18.4

○大雪時における山梨県内・近隣の予防的通行止め区間図



※○番号は関東地方整備局の通し番号です。

令和6年2月5日(月)は山梨県に大雪警報発令されました。

- 山梨県全域の大雪となり、甲府市で12cmの積雪、山中湖村で31cmの積雪を観測しました。(気象庁の気象情報より)。
- 管理する管内の予防的通行止め区間全6区間と中部横断自動車道において大雪による視界不良及び集中除雪のため通行止を実施しました。
- 管内では、6箇所にて6台のスタック車両が発生しました。



異例の大雪時には

チェーン規制

山梨・静岡県内は
2区間が対象



設置される規制標識

平成30年12月より新たに「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」の規制標識が定められました。下記区間には、チェーン規制時にこの標識が設置されます。

山梨・静岡県内のチェーン規制の対象区間



「大雪特別警報」や「大雪に関する緊急発表」が行われるような異例の大雪発生時は、降雪や交通状況に応じて「チェーン規制」を行います。「チェーン規制」を実施した場合は、チェーンを装着していない車両は通行できなくなります。



E20 中央道
須玉IC～長坂IC(8.7km)



国道138号 山中湖・須走
山梨県山中湖村平野～
静岡県小山町
須走字御登口(8.2km)

! チェーン規制時は、冬用タイヤのみでは走行できません。ご理解とご協力をお願いいたします。

<国道138号について> 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 道路管理第二課 TEL.055-252-5491
国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 道路管理課 TEL.055-934-2017

<中央道について> 中日本高速道路株式会社 NEXCO中日本お客様センター TEL.0120-922-229 (フリーダイヤル)
TEL.052-223-0333